

おくやみガイドブック

熱海市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

熱海市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の主な手続きと、

一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

(役所関係のすべての手続が掲載されているわけではありませんので、ご承知ください。)

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

もくじ

1. チェックシート	p.2
2. 身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ(目安)	p.3
3. お問合せ窓口一覧	p.4
4. 死亡届について	p.5
5. 住民票について	p.6
6. 年金の手続きについて	p.7
7. 葬祭費について	p.7
8. 税の手続きについて	p.8
9. 障がい福祉の手続きについて	p.9
10. 亡くなられた方に児童がいる場合について	p.9
11. 介護保険について	p.9
12. 水道・下水道・温泉の手続きについて	p.10
13. その他の主な手続き	p.11
14. 外国籍の方の届出について	p.12
15. その他の相続に関する手続き	p.13
16. 必要に応じて行う手続きチェックリスト	p.14
17. ご遺族メモ	p.15-16

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認して下さい。

確認事項(故人について)		チェック	該当ページ
住民票	個人を含め同世帯に15歳以上の方が3人以上でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.6
年金	年金を受給または、加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
健康保険 葬祭費	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.7
	75歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	市・県民税の課税の手続きが必要ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
税金	固定資産税の課税の手続きが必要ですか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.8
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
福祉	障害者手帳をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	子ども医療費助成の医療証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
子育て	児童手当を受けているご家庭でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	ひとり親家庭等医療証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.9
介護保険	65歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	40歳から64歳で要介護認定を受けていましたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
下水道	水道などの所有者、使用者でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.10
その他	会社員でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	個人事業主でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.11
外国籍	外国籍でしたか?	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	p.12

身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

	3ヵ月以内	4ヵ月以内	10ヵ月以内	1年以内
葬儀・法要	<ul style="list-style-type: none">○○○○○納骨○○通夜・葬儀・告別式○葬儀・法要の連絡・調整	<ul style="list-style-type: none">○○○○○相続放棄・限定承認○○○相続財産調査○相続人調査○遺言調査・遺言書の検認	<ul style="list-style-type: none">○○○○○公共料金等の手続き（14ページ参照）○○年金関係の手続き○○健康保険・世帯主変更○死亡届	<ul style="list-style-type: none">○○○○○相続税の申告（13ページ参照）○○○○○所得税の準確定申告（13ページ参照）○○○○○遺留分侵害額請求○○○○○一周忌
届出・手続				
税金				

お問合せ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

お問い合わせ内容	担当部署	電話番号	該当ページ
死亡届について	市民生活課 市民室	0557-86-6253	p.5
住民票について	市民生活課 市民室	0557-86-6253	p.6
改葬・墓じまいの手続きについて	市民生活課 市民室	0557-86-6253	
年金の手続きについて	市民生活課 保険年金室	0557-86-6260	p.7
葬祭費について	市民生活課 保険年金室（国保） 保険年金室（後期高齢）	0557-86-6258 0557-86-6257	
住民税について	税務課 課税室 納税室	0557-86-6146 0557-86-6166	
所得税・相続税について	熱海税務署	0557-81-3515	
固定資産税・都市計画税について	税務課 課税室 納税室	0557-86-6150 0557-86-6166	p.8
原動機付自転車（125cc以下）・ 小型特殊自動車・ミニカー	税務課 課税室 納税室	0557-86-6146 0557-86-6166	
二輪車（125ccを超える）	静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所	050-5540-2051	
軽自動車（三輪車・四輪車）	軽自動車検査協会 静岡事務所沼津支所	050-3816-1778	
障がい福祉の手続きについて	社会福祉課 障がい福祉室	0557-86-6347	
亡くなられた方に児童がいる場合	社会福祉課 子育て支援室	0557-86-6351	p.9
介護保険について	長寿介護課 介護保険室	0557-86-6284	
水道・下水道・温泉の手続きについて	熱海市上下水道・温泉料金 お客様センター	0557-86-6485	p.10
外国籍の方が亡くなられたときの 在留カード等の返納について	直接 出入国在留管理局 静岡 郵送 出入国在留管理局 東京	054-653-5571 03-3599-1068	p.12
亡くなられた方の配偶者や ご家族が外国籍の場合	出入国在留管理局 静岡	054-653-5571	

▼ご相談窓口：市役所（本庁舎）1階 市民室・南熱海支所・泉支所

1. 死亡届について

7日以内

◆死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◆火葬許可証

死亡届を受理した際にお渡します。予約された火葬場名をお知らせください。

◆届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◆届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人・任意後見受任者
(登記事項証明書、公正証書等の謄本の提出が必要です)

◆必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通(原本)
※令和3年9月1日より戸籍届書への押印義務が廃止され、押印は任意となりました。

◆熱海市に届出を提出する場合

【平日（8:30～17:15）】

市役所第1庁舎1階市民生活課市民室・南熱海支所・泉支所

【夜間及び休日】

市役所第1庁舎1階西側夜間休日窓口

なお、夜間休日窓口で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◆死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね14日
- ・本籍地以外に届出をした場合→本籍地に届出書を送付後おおむね10日～14日

※上記の日数は目安です。提出された届出書の総数により前後します。予めお電話などで進捗状況をご確認のうえ、ご請求ください。

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

▼ご相談窓口：市役所（本庁舎）1階 市民室・南熱海支所・泉支所

住民票について ※亡くなられた方が熱海市に住民登録がある場合

◆世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の人気が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。

熱海市では、市役所で仮の世帯主を決め通知にてお知らせします。変更を希望する場合のみご来庁のうえ手続きをお願いします。

・届出される方……亡くなられた方と同世帯の方

◆その他

※亡くなられた方のマイナンバーカードは相続手続等が終了するまで保管してください。

※死亡届記載事項証明書については、民間の保険会社への一般的な保険請求の理由では交付できません。（法務局より通知）

※各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」があります。詳しくはお近くの法務局までお問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

市民生活課 市民室 ☎ 0557-86-6253

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

新しく墓地を購入するなど改葬先を決めます。

2 墓地管理者からの証明

改葬許可申請書に現在埋葬されている墓地の管理者から埋葬事実の証明をしてもらいます。

3 改葬許可書の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は必要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

必要書類
・墓地管理者証明済みの改葬許可申請書
・改葬承諾書（申請者と墓地使用者が異なる場合に限る）
提出先（受取先） 墓地のある市区町村に提出し、改葬申請を行って改葬許可書を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。
遺骨の取り出しあは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※予元供養や散骨の場合は異なります。

〈改葬許可書についてのお問合せ先〉

市民生活課市民室

☎ 0557-86-6253

▼ご相談窓口：市役所（本庁舎）1階 保険年金室・南熱海支所・泉支所

2. 年金の手続きについて

◆年金受給者が死亡したとき

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給権者死亡届や遺族・未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

◆国民年金に加入中の方（国民年金第1号被保険者の方）が死亡したとき

国民年金に加入中の方が亡くなられた場合、死亡後の手続きが必要になることがあります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

市民生活課 保険年金室 ☎ 0557-86-6260

3. 葬祭費について

「熱海市の国民健康保険に加入されていた方」及び「後期高齢者医療制度に加入され、静岡県後期高齢者医療広域連合から被保険者証の交付を受けていた方」が亡くなられたときは、葬祭を行った方に対して50,000円が支給されます。その他の医療保険制度に加入されていた方が亡くなられたときは、加入先へお問い合わせください。

◆申請に必要なもの

1. 亡くなった方の保険証（既に返還された場合は不要です。）
 2. 申請者（葬祭を行った者）が葬祭を行ったことを確認できるもの（葬祭費用の領収書、会葬礼状等。日時や亡くなった方、申請者（葬祭者）の明記があるもの）
 3. 申請者（葬祭を行った者）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）
- ※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）
※自署された場合、印鑑は不要です。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

市民生活課 保険年金室
☎ 0557-86-6258（国民健康保険）
☎ 0557-86-6257（後期高齢者医療制度）

▼ご相談窓口：市役所（本庁舎）1階 課税室・納税室

4. 税の手続きについて

◆市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が継承され、住民税の納税通知書が送達されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問合せ

税務課 課税室 ☎ 0557-86-6146
納税室 ☎ 0557-86-6166

所得税・相続税についてのお問合せ

熱海税務署 ☎ 0557-81-3515

◆固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有する方が亡くなった場合、相続人に納税義務を承継していただくことになります（地方税法第9条）。亡くなった方がおひとりで所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。共有の固定資産の場合は、届け出が不要な場合もあります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

税務課 課税室 ☎ 0557-86-6146
納税室 ☎ 0557-86-6166

◆軽自動車税

原動機付自転車・二輪車・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカー

税務課 課税室 ☎ 0557-86-6146
納税室 ☎ 0557-86-6166

二輪車（125ccを超える）

静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2051

軽自動車（三輪車・四輪車）

軽自動車検査協会静岡事務所 沼津支所 ☎ 050-3816-1778

▼ご相談窓口：福祉事務所 障がい福祉室・子育て支援室・介護保険室

5. 障がい福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。その他、亡くなられた方が重度障害者（児）医療費助成受給者証など、障がいに関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

社会福祉課 障がい福祉室 ☎ 0557-86-6347

6. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けていた方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下の子供を養育されている方（父又は母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

社会福祉課 子育て支援室 ☎ 0557-86-6351

7. 介護保険について

熱海市の介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人の方の印鑑、口座番号のわかるもの（通帳等）をお持ちください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

長寿介護課 介護保険室 ☎ 0557-86-6284

▼ご相談窓口：市役所第2庁舎 热海市上下水道・温泉料金お客様センター

8. 水道・下水道・温泉・初島下水の手続きについて

所有者や使用者の方が亡くなられた場合やご使用の休止等の場合は、書面による手続きが必要になります。

該当する手続きの有無や手続きの内容等についてご案内いたしますので、窓口までご来庁いただかずか、下記担当までお問い合わせください。

ご不明な点は下記までお問い合わせください

热海市上下水道・温泉料金お客様センター ☎ 0557-86-6485

MEMO

9. その他の主な手続き

◆亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先等に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
国民健康保険等への加入	すみやかに	故人の被扶養者だった場合は、死亡と同時に医療保険の資格を喪失します。資格喪失後は国民健康保険等の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している健康保険組合等で、埋葬料の請求が可能な場合があります。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>〈必要なもの〉 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、振込先口座番号</p> <p>〈手続先〉 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>〈その他〉 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

◆亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業等届出書	1か月以内	税務署に提出します。
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

10. 外国籍の方の届出について

14日以内

◆ 外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、出入国在留管理局静岡出張所の窓口にて死亡の確認ができる書類とあわせて返納していただくか、郵送による返却をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所(おだいば分室)に死亡の確認ができる書類とあわせて送付してください。(特別永住者証明書は、市役所でも返納できます。)

返納先

名古屋 出入国在留管理局・静岡出張所
静岡市葵区伝馬町9-4 福一伝馬町ビルディング6階
☎ 054-653-5571

郵送先

〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階
東京出入国在留管理局おだいば分室
☎ 03-3599-1068

◆ 亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

名古屋 出入国在留管理局・静岡出張所
静岡市葵区伝馬町9-4 福一伝馬町ビルディング6階
☎ 054-653-5571

11. その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
<input checked="" type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
<input checked="" type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

12. 必要に応じて行う手続きチェックリスト

項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証返納		警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能
<input checked="" type="checkbox"/> 電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/> ガス料金の 名義変更・解約	早めに	各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/> NHKの名義変更・解約		NHK	
<input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話解約		各携帯電話会社	各店頭での解約 住民票除票 届出人の身分証明書等
<input checked="" type="checkbox"/> その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/> クレジットカードの解約		各クレジットカード会社	各会社より 必要書類を取り寄せる

13. ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。
詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

14. ご遺族メモ／故人の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

MEMO

発 行 熱海市市民生活部市民生活課

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2024年12月作成

